新型コロナウイルスＰＣＲ等検査無料化事業実施要領

（趣旨）

第１条　「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」に定めるワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び一般検査事業の実施については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」（以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（実施計画書）

第２条　国実施要領第２条第１項の規定による実施計画書の様式は、別記様式１のとおりとする。

　２　本要領の適用前に提出された実施計画書は、本要領適用日に提出されたものとみなす。

（登録）

第３条　国実施要領第２条第３項の規定による実施事業者としての登録は、県ホームページへの掲載をもって行う。

（登録の変更）

第４条　登録の変更を受けようとする実施事業者は、変更後の内容に基づき第２条の規定による実施計画書を県に提出するものとする。

（登録の解除）

第５条　登録の解除を受けようとする実施事業者は、別記様式２により、登録解除申出書を県に提出するものとする。

　２　前項の規定にかかわらず、登録要件を満たしていないなどにより、当該登録を継続しがたいと判断した場合、県は登録を解除することができる。

（検査申込書）

第６条　国実施要領第４条第１項の規定による申込書の様式は、別記様式３のとおりとする。

（結果通知書）

第７条　国実施要領第５条第１項及び第２項の規定による結果通知書の様式は、別記様式４のとおりとする。

（週次の報告）

第８条　国実施要領第８条の規定による週次の受検者数・陽性者数の報告の様式は、別記様式５のとおりとする。

　２　前項の報告は、翌々週の水曜日（祝日の場合は前営業日）まで行うこととする。

（実績の報告）

第９条　国実施要領第９条の規定による実績報告書の様式は、別記様式６のとおりとする。

　２　前項の報告は、別に定める期日まで行うこととする。

　　　附　則

　この要領は令和３（2021）年12月25日から適用する。